

規制の事前評価書(要旨)

|                   |   |
|-------------------|---|
| 法律又は政令の名称         | 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案  |
| 規制の名称             | 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理   |
| 規制の区分             | 新設、 <u>改正</u> ( <u>拡充</u> 、緩和)、廃止   |
| 担当部局              | 貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課   |
| 評価実施時期            | 令和元年6月  |
| 規制の目的、内容及び必要性     | <p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)<br/>         今次改正は、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」)に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、外為法に基づく輸出貿易管理令の別表第3の地域(いわゆる「ホワイト国」)から大韓民国を削除するもの、大韓民国の貿易管理に係る規制(キャッチオール規制)が不十分であることに加え、同国との信頼関係が著しく損なわれた中で、同国の貿易管理制度の適切な運用の確認が困難になったことから実施するものであり、仮に規制改正を実施しない場合、適切な輸出管理体制が維持されない可能性がある。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)<br/>         【課題及びその発生原因】<br/>         大韓民国の貿易管理に係る規制(キャッチオール規制)が不十分であることに加え、同国との信頼関係が著しく損なわれた中で、貿易管理制度の適切な運用の確認が困難になったこと。<br/>         【規制以外の政策手段】<br/>         今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用するために、大韓民国向けの輸出について、輸出管理制度を厳格に運用するための措置であり、非規制手段は考えられない。<br/>         【規制改正の内容】<br/>         適切な輸出管理体制を運用するためには、輸出貿易管理令別表3の国(いわゆる「ホワイト国」)から大韓民国を削除することが必要である。</p> |
| 直接的な費用の把握         | <p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)<br/>         (遵守費用) 輸出貿易管理令別表第3の国(いわゆる「ホワイト国」)から大韓民国を削除した場合、輸出管理の厳格化(キャッチオール規制の適用等)の対応を行うためのコスト(必要に応じて、現地法人による確認や、輸入者との電話等のやりとり)がかかる。</p> <p>(行政費用) キャッチオール規制に基づき必要となる添付書類は、申請件数や添付書類は従前と比較して大幅に増えるものではなく、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。<br/>         ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意(規制の緩和ではないため該当せず。)</p>  |
| 直接的な効果(便益)の把握     | <p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要<br/>         我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することができる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握<br/>         我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計(規制の緩和ではないため該当せず。)</p>  |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要<br/>         事業者の輸出管理に一定の負担がかかることがありうるが、特定の事業者についてだけ負担が発生するものではなく、競争状況に負の影響は生じない。</p>   |
| 費用と効果(便益)の関係      | <p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証<br/>         輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成することは、我が国としての責であり、こうした責務を果たしていくことにかかる便益は極めて大きいと考えられる。一方で、事業者の負担も限定的であり、一定の行政費用が追加で発生するものの、これまでの審査業務等の範囲で対応可能である。<br/>         以上のことから、今回の制度改正に伴う便益はその費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>  |
| 代替案との比較           | <p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明<br/>         今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成するために、大韓民国向けの輸出について、輸出管理制度を厳格に運用するための措置であり、代替案はない。</p>   |
| その他の関連事項          | <p>⑪評価の活用状況等の明記<br/>         特になし。</p>  |
| 事後評価の実施時期等        | <p>⑫事後評価の実施時期の明記<br/>         大韓民国との信頼関係をめぐる状況や、大韓民国に関連する輸出管理の状況等を踏まえ、適切に判断していく。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。<br/>         大韓民国との信頼関係をめぐる状況や、大韓民国に関連する輸出管理の状況等を把握し、事後評価を行うこととする。</p>   |
| 備考                |   |